

平成 20 年 7 月 3 日

農林水産省 農林水産技術会議事務局
技術安全課 御中

社団法人 農林水産先端技術産業振興センター
理事長 岩 元 睦 夫
〒107-0052 東京都港区赤坂 1 - 9 - 1 3

第 1 種使用規程承認組換え作物栽培実験指針の改正案に対する意見

「第 1 種使用規程承認組換え作物栽培実験指針」の改正案について、下記の意見を提出いたしますので、宜しくご検討下さるようお願い申し上げます。

1. 基本的事項

新たな科学的データに従い適切に指針が改定されることは必要なことと考えます。しかし、そのデータを得た実験条件は極めて重要な意味を持っていると考えられます。今回、北海道で得られた実験データは、花粉飛散の最大リスクに関する知見を得るためには必要な条件だったかもしれませんが、一般に行われる栽培試験とはほど遠い条件で実験が行われています。従って、この希有なデータに基づいて規制を強化することは、遺伝子組換え農作物の野外試験の実態を反映しないばかりか、結果として我が国における遺伝子組換え作物の研究開発を困難にし、国が精力的に進めようとしている先般公表の『「遺伝子組換え農作物等の研究開発の進め方に関する検討会」最終とりまとめ』の実現が困難になることを危惧するものです。その様なことのないよう、慎重に対応されることをお願いする次第です。

2. 個別事項

- (1) 改定案「イ 過去のデータに基づき、開花期の平均風速が毎秒 3 m を超えない場所を選定して行うものとする。その場合においても台風等の特段の強風が想定される場合には、暴風ネットによる抑風又は除雄を行うものとする。」について

ここで言う平均風速 3 m の過去のデータとはどのようなデータをもってそれとするのか、また、具体的な計測はどのような方法を想定しているのか、お示し願いたい。
何ををもって平均風速 3 m としたのか、その判断の科学的根拠をお示し願いたい。
資料 1 の「交雑に関する新たな科学的知見とその考察」において、指針に定める隔離距離を超える遠距離での交雑の要因として大規模な花粉源が挙げられているが、なら

ば一定規模以下の小規模栽培面積の場合はこの条件の適用除外とすべきではないか。

(ちなみに、同資料中の北海道で行われた栽培試験の花粉源は、2ヶ月前後のもの複数から成り、遺伝子組換え作物の栽培試験においては極めて特殊な例と言わざるを得ない。なお、生物多様性への影響評価が終了し、食品及び飼料の安全性が確認された遺伝子組換え農作物の大規模商業栽培における管理については、例えばEUの共存施策のような、本指針とは別の規制で行われるべきと考える。)

開花期の平均風速で毎秒3mは、瞬間で見れば毎秒3mを超える風も吹く変動幅のあることであり、ならば改定案イは、後段の「開花期に特段の強風が想定される場合には、防風ネット等による抑風措置を講ずるものとする。」との注意事項で事足りるのではないか。

台風等の特段の強風が想定される場合において「除雄」できるのは、小規模栽培のトウモロコシくらいであり、他の作物では現実的な対応ではないことから、やはり「暴風ネット等による抑風措置を講ずるものとする」が適当と考える。

- (2) 改定案「ウ イネ及びダイズについて、開花前の低温により交雑の可能性が想定される場合には、(2)のア、イ又はウに定める交雑防止措置を講ずるか、又は開花前に栽培実験を中止するものとする。」について

資料1で示されたイネ及びダイズの実験では、種子親のみを低温処理し、花粉親は無処理という自然環境では起こり得ない設定の下で行われており、このデータをもって、開花前に低温に遭遇したら、実質、栽培実験の継続が困難、さらには中止にまで至る措置を結論付けるのは極論ではないか。